

第1回古平町議会定例会 第2号

平成26年3月6日（木曜日）

○議事日程

- 1 議案第12号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第8号）
- 2 議案第13号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 3 議案第14号 平成25年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第15号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第16号 古平町温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第17号 古平町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第18号 古平町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約について
- 9 議案第20号 後志広域連合格約の一部を変更する規約について
- 10 議案第21号 北後志地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 11 陳情第1号 手話言語法制定を国に求める意見書採択を求める陳情書
- 12 陳情第2号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書についてご協力の依頼
- 13 陳情第3号 「JR北海道の安全輸送体制確立に向けた財政支援強化を求める意見書」（案）の採択を求める陳情書

○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝続君	1番	鶴谷啓一君	
	2番	岩間修身君	3番	中村光広君
	4番	本間鉄男君	5番	堀清君
	6番	高野俊和君	7番	木村輔宏君
	8番	真貝政昭君	9番	工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	本間順司君	
副町	長	田口博久君	
教	育	長	成田昭彦君

総務課長	小玉正司	君
会計管理者	小白岩	君
財政課長	三浦史洋	君
保健福祉課長	佐藤昌紀	君
産業課長	村上豊	君
建設水道課長	本間好晴	君
幼児センター長	宮田誠市	君
教育次長	佐々木容子	君
総務係長	高野龍治	君
財政係長	人見完至	君

○出席事務局職員

事務局長	藤田克禎	君
議事係主任兼総務係主任	野村忠弘	君

開議 午前 9時59分

○**議会事務局長（藤田克禎君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。
ただいま議員10名全員の出席でございます。
説明員につきましては、町長以下12名の出席でございます。
以上でございます。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝続君）** ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第12号

○**議長（逢見輝続君）** 日程第1、議案第12号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○**財政課長（三浦史洋君）** それでは、議案第12号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第8号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、3月の定例会ということで、かなりの量の補正でございます。よろしくお願いたします。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,940万5,000円を追加いたしまして、総額を35億2,932万3,000円とするものでございます。

補正の款項区分の金額、補正後の金額につきましては、第1表、2ページから5ページまでございます歳入歳出予算補正にお示ししております。

また、今回繰越明許費を設定させていただきたく、そちらにつきましては第2表、6ページにございます繰越明許費補正に載せてございます。

債務負担行為につきましては、追加がございますので、第3表、6ページにございます表に載せてございます。

地方債につきましても、補正がございますので、第4表、7ページにあります表に載せてございます。

それでは、まず事項別明細の歳出のほうからご説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。2款1項5目財産管理費、既定の予算に307万3,000円を追加しまして、3,683万8,000円とするものでございます。需用費、車両の燃料費、これは公用車4台、バス1台分のガソリン代等をここで見てございますが、単価が上がったということで今回9万3,000円の増ということでございます。施設燃料費、これは庁舎や集会所の灯油代でございます。単価増によりまして6万5,000円お願いしたいということでございます。光熱水費につきましては、これも庁舎と集会所の部分の電気料のほうで、電気料金がアップしてございますので、その見合う部分を増額するものでございます。

修繕料につきましては、12月も50万円ほど補正、増額したわけですが、その後ストーブの修理などに係りまして、今回66万1,000円を増額するものでございます。委託料、町有建物除排雪委託料、187万円の増でございます。当初予算で見えております300万円では、この大雪で不足するということでの増加でございます。ここで見ている部分としましては、庁舎や元気プラザ、文化会館、海洋センター、集会所などでございます。

続きまして、6目企画費、既定の予算から272万2,000円を減額して、6,449万3,000円とするものでございます。工事請負費、デジタル放送局の伝送線移設工事請負費、32万円の増でございます。前の補正で1度、港町の部分で北電さんが電柱移設するということで補正しましたが、今回移設の箇所がふえまして、保健堂さんの交差点のところ、5本の電柱、また幾井さんのところ、8本の電柱を北電さんが移転すると。それに伴って町ではミニサテの伝送線を載せておりますので、その部分の切りかえということでございます。工事費としては44万7,000円ほどございますが、NHKさんが7分の2見るということで、残り町の分が7分の5を掛けますと32万円ということになってございます。続いて、19節でございますが、後志広域連合の負担金です。連合のほうで2月に補正予算が組まれまして、それに見合う部分の減額でございます。共通経費から介護保険分まで合わせまして304万2,000円の減額です。

続いて、3項1目戸籍住民基本台帳費、既定の予算から145万7,000円を減額しまして、77万円とするものでございます。委託料、除籍マイクロフィルムの和紙再製業務委託料、全額減でございます。新年度予算で計上してございます戸籍電算化によりまして、今回これは不用であろうということで落とすものでございます。

4項2目参議院議員選挙費、既定の予算から30万8,000円を減額して、240万8,000円とするものでございます。

その下、3目古平町長選挙費、既定の予算から58万2,000円を減額して、141万6,000円とするものでございます。

さらに、4目石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙費でございますが、既定から39万8,000円を減額して、16万6,000円とするものでございます。以上の三つの選挙につきましては、執行が終わってございます。整理補正でございます。

ページめくっていただきまして、16、17ページです。3款1項1目社会福祉総務費、既定の予算に114万5,000円を追加しまして、1億750万5,000円とするものです。繰出金です。国保会計への繰出金で軽減分、支援分と続きまして、最後に財政支援の繰出金ということで、それぞれ増減させております。財政支援の部分、当初2,500万円見てございましたが、900万円の追加で3,400万円とするものでございます。

2目地域福祉センター費、既定の予算に59万6,000円を追加して、1,332万2,000円とするものでございます。指定管理料の増でございます。最終ページ、27ページ、28ページをお開きください。27、28ページです。こちらのほうで、需用費、燃料費の部分で、灯油の単価増ということで39万4,000円、光熱水費は、電気料金のアップで20万2,000円の増額をさせてもらうものでございます。

16ページ、17ページにお戻りください。続いて、4目生活支援ハウス運営費、既定の予算に132

万7,000円を追加して、1,986万7,000円とするものです。委託料、生活支援ハウス運営の業務委託料でございます。当初予定していた金額よりも足りなくなるということでの増額でございます。内容としましては、運営している中身で、収入の部分、訪問介護の収入が150万円減収すると。また、ショートの子委託料が60万円減収するであろうという見込みです。210万円減収するであろうと。ただ、支出のほうで節約する部分、80万円節約するというところで、差し引き130万円ほどの増額を組んでございます。

7目高齢者医療費、既定の予算から307万8,000円を減額して、1億154万1,000円とするものです。負担金、後期高齢者医療広域連合への負担金、307万8,000円の減額でございます。これは、療養給付の負担金に係る24年度の確定しまして、その精算額の分でございます。

9目介護保険地域支援事業費、既定の予算から67万6,000円を減額して、416万円とするものです。委託料、運動機能向上業務委託料ですが、予算では予定として利用者16名の方と見込んでございましたが、実際には11名になったということ。また、実施の回数が少なかったということの15万2,000円の減です。介護用品の支給の部分につきましては、対象者が見込みよりも少なかったということでの18万4,000円の減です。19節、家族介護慰労金、1名分10万円毎年見てございますが、今年度につきましてもゼロ人ということで落とさせていただきます。成年後見制度利用支援事業助成金、当初2名の見込みで組んでございましたが、1名になるということでの半分減額ということでした。

11目心身障害者及びひとり親家庭医療費、既定の予算から287万5,000円を減額して、2,189万1,000円とするものです。扶助費です。身障医療扶助費、またひとり親家庭の医療扶助費、年間の見込みが出せましたので、その分に係る減額でございます。合わせて287万5,000円です。

13目福祉施設整備費、既定の予算から536万9,000円を減額して、4億8,704万7,000円とするものです。委託料、複合施設の図書書きかえの委託料でございますが、契約が終わってございますので、差額の分の減でございます。18、19ページです。工事請負費については、実際の本体の工事請負費、前回2月の臨時会で契約の変更議決していただきました部分の減でございます。また、電話設置工事の分につきましては、契約が終わっておりますので、その不用額部分です。体育館の消防設備につきましても同様で落とすということでございます。19節、障害者就労継続支援施設の補助金でございますが、こちらにつきましても上の工事請負と連動させまして落とすということでございます。

2項1目児童福祉費、既定の予算から194万円を減額して、3,483万8,000円とするものです。扶助費、児童手当です。2月期の部分が支給終わってございます。3月に随時払いを見込んでも、194万円落とせるということで計上してございます。

2目幼児センター費、既定の予算から358万7,000円を減額して、3,302万5,000円とするものです。賃金です。臨時保育士の賃金につきましては、予算では2人分計上してございましたが、応募を募ってみますと1人だけだったということでの1人分、半分減額でございます。代替保育士につきましても減額でございます。養護教諭の賃金につきましてはプラスでございますが、養護の先生につきましても、保育の補助も手伝ってもらっているということでの増額でございます。特別支援につきましても減額ということで計上してございます。

4款1項1目保健衛生総務費、既定の予算から466万4,000円を減額して、7,405万2,000円とする

ものです。19節です。掖済会病院古平診療所の補助金でございます。通常の2,000万円、運営の部分とCT管球の部分の取りかえということで見込んでございました。その部分、まだ壊れていないということで、必要ないということでの減額でございます。余市協会病院の救急医療体制の維持補助金でございます。これにつきましては、5町村で案分してございますが、夜間救急の町村別の患者数で案分するものでございます。予算計上時点では1年前、平成23年度の患者数で見込んでおりましたが、24年度の患者数が出たということでの正確な数字に直すということでございます。

2目保健事業費、既定の予算から145万1,000円を減額して、1,630万4,000円とするものです。委託料、基本健康診査委託料でございますが、セット健診は40人、当初予算で見込んでおりました。実際14人の受診ということで減っております。また、妊婦の健診につきましても実績を見込んでございます。その他予防接種委託料につきましても実績見込みでございます。その他予防につきましては、特に子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨は避けるということで、差し控えたということでの、そちらの分の減少も大きいと思っております。19節につきましては、妊婦の一般健診の通院の支援助成金でございます。予算上では252回ということで見込んでございましたが、見込み203回に落ちるということでの減額です。

2項2目クリーンセンター管理運営費、既定の予算から210万円を減額して、1,227万5,000円とするものです。工事請負費、中央監視装置更新工事請負費でございますが、当初予算計上の段階では、この部分210万円、クリーンセンターの中にありますコンピューターのハードの部分が入り込んでいたということで、その装置を取りかえようということで予算計上してございました。実際やろうと考えたのですけれども、それはOSの入れかえが必要だと。システム全体の改修が必要だということになりまして、費用がかなりかさむということ。また、現状の部分でも、OSが古くても外部と通信しなくていいということで、当面見送るということでの全額落としてございます。

20ページ、21ページです。6款1項1目農業委員会費、既定の予算から13万5,000円を減額して、236万7,000円とするものです。報酬です。委員報酬、1名の方、去年亡くなりましたので、欠員状態だということで、その方の10カ月分13万5,000円が不用になるということでの減額です。

8款2項2目道路除雪費、既定の予算に3,500万円を追加して、9,142万2,000円とするものです。委託料、除雪の委託料でございますが、要因としましては、ことし1月にかなり大雪だったということでもあります。そして、一番は、労務単価が上がってございますが、24年度と比較して15%アップしたということで、その要因が大きいということでの増額でございます。ちなみに、24年度の委託料は8,664万6,000円支出してございます。

続いて、5項2目住宅推進費、既定の予算から549万4,000円を減額して、350万6,000円とするものでございます。住宅リフォームの支援補助金でございますが、実績を見込みまして減額するものでございます。

それから、3目、これは新しく設けてございます。住宅建設改良費2,120万円の追加でございます。これにつきましては、国の補正予算の部分で補正にのったということで、補助金及びその補助金の裏に、前で言った元気交付金です。がんばる地域交付金の対象になるということで、今回予算にのせましょうと。繰越明許を組みたいなということでのせてございます。13節委託料で中央、栄団地

の耐力度調査業務委託料、また工事請負費で同じ団地の住戸改善工事請負費でございます。工事の内容としましては、町の公営住宅長寿命化計画に基づきまして実施する中央、栄の部分の屋根のふきかえでございます。対象になる部分が、中央団地で2棟8戸、栄団地で5棟21戸、合わせて29戸分の屋根のふきかえでございます。これが国の補正予算のほうに盛れるであろうということで設定してございます。6ページに明許の部分が載っていますので、6ページをお開きください。6ページ、第2表、繰越明許費補正、住宅費、中央・栄団地住戸改善事業ということで、今申しました2,120万円を設定させていただきたいと考えてございます。

戻ります。20ページ、21ページです。9款1項1目消防費、既定の予算から179万9,000円を減額して、1億7,024万6,000円とするものです。消防組合への負担金の減でございます。内訳につきまして、29ページ、30ページをお開きください。常備消防費で、給料、職員手当、共済費の減でございます。支所の職員1名、12月に退職したことに伴いましての給料ほかの減額でございます。

ページ戻ります。22ページ、23ページをお開きください。10款2項2目教育振興費、既定の予算に14万7,000円を追加して、580万2,000円とするものです。扶助費です。学校教育費の部分で、当初37人と見込んでございましたが、40人になると。新入学児童の学用品費につきましては、当初の見積もりでは9人分でしたが、11人分ということでの増額14万7,000円でございます。

3項1目学校管理費、既定の予算に54万3,000円を追加して、1,232万9,000円とするものです。需用費です。燃料費の部分、灯油、重油の単価増と。実際使用した量も中学校では若干ふえておりますので、その部分の増額補正です。

6項2目海洋センター費、既定の予算に34万6,000円を追加して、4,166万2,000円とするものでございます。こちら燃料費で、灯油の単価増によるものということでございます。

7項1目文化会館管理費、既定の予算に9万3,000円を追加して、886万7,000円とするものです。修繕料です。会館正面のひさしの部分、正面玄関のひさしの部分の目で見ている下の部分、それを落としてモルタル補修をするということで9万3,000円を組んでございます。

13款1項1目基金費です。既定の予算に5,339万円を追加して、2億1,571万円とするものでございます。財調基金初め、積み立てをしていきたいと考えてございます。財調積み立て、1,600万円増の9,100万円、減災基金につきましては、結果、補正後1,000万円ということで考えてございます。最後の備荒資金組合につきましてもふやしまして、補正後の5,000万円ということで考えてございます。

24ページ、25ページです。14款1項1目職員給与費、既定の予算から3,882万円を減額して、5億290万3,000円とするものです。こちらの部分につきましては、給料から手当、共済費につきまして、要因としましては三つございます。採用関係で、退職者の増、退職者のほうが採用よりも多かったということがございます。また、一般会計と特別会計との会計間移動で、給与費全体が特会のほうが多くなる、一般が下がるということでの減る要素がございます。そして3点目に、5%給料減額ということで、実施したのが去年の7月からことしの3月までの9カ月分の給料5%の削減。それを入れ込みまして、給与につきましては2,282万7,000円の減、職員手当等は806万5,000円の減、共済費については792万8,000円の減でございます。詳しいものは、給与費明細、31、2ページから始

まっています。そちらのほうに載っていますが、後ほどごらんください。

続きまして、歳入、8ページ、9ページをお開きください。9款1項1目地方交付税、既定の予算に126万4,000円を追加して、18億1,882万2,000円とするものでございます。普通交付税が126万4,000円の増でございます。交付税につきましては、毎年7月に決定になってございます。それで、国全体でというか、全国での総計を出して、交付税総額との差額分を調整額ということで減らされてございます。古平町につきましては、126万4,000円減っていたということです。これが、今回国の補正予算で地方交付税も増額の補正になったと。全国の調整額の部分も全部出しましょうということで、町のほうの交付税も調整額分復活したということでございます。

12款2項1目諸手数料、既定の予算に3万8,000円を追加して、1,292万8,000円とするものでございます。土地現況証明手数料、1件2,000円でございますが、当初予算1件分を計上しておりました。結果、今現在20件の申請がございましたので、その部分の増額でございます。

13款1項1目民生費負担金、既定の予算から70万円を減額して、2億2,422万6,000円とするものです。国保の基盤安定負担金の支援分の部分につきましてはの減額でございます。国が2分の1の負担でございます。

続いて、2項1目民生費補助金、既定の予算に7,007万円を追加して、2億6,385万9,000円とするものです。これにつきましては、社会資本整備の交付金が住宅関連事業について内示がございました。内示による増でございます。6,814万3,000円。そして、それに関連する元気臨時交付金の部分も、192万7,000円つけれるであろうということでふやしてございます。

続きまして、4目土木費補助金です。既定の予算に1,009万7,000円を追加して、2,768万7,000円とするものでございます。土木費補助金1,009万7,000円です。先ほど繰越明許に設定していただくという部分の明許の財源でございます。社会資本の部分で776万7,000円、がんばる地域交付金、これは地方負担額の3割ということで233万円でございます。去年の元気交付金は、地方負担額の8割が基準と。財政力が弱くて、古平町は9割でした。今回の部分は、財政力の弱い団体に対して交付をするというもので、原則3割ということになってございます。最大は4割になるそうなのですが、うちの部分、古平町がなるかどうかはまだ判明してございませんので、かたく見まして3割分の金額を計上してございます。

ページめくって、10ページ、11ページです。14款1項1目民生費負担金、既定の予算から572万円を減額して、1億4,326万4,000円とするものでございます。国保の軽減分の部分が537万円減、支援分が35万円減ということで、負担率は道が、軽減分が4分の3と支援分が4分の1ということになってございます。

2項2目民生費補助金、既定の予算から143万8,000円を減額して、1,584万9,000円とするものでございます。重度心身障害者医療の補助金でございます。歳出で扶助費を減額してございますので、それに見合う部分、道の補助金率2分の1の減額でございます。母子家庭の給付につきましても同様でございます。

続いて、3目衛生費補助金、既定の予算に2万9,000円を追加して、107万3,000円とするものでございます。北海道自殺対策緊急強化推進事業費補助金ということで、名前が長いですがけれども、新

しく設けてございます。道のほうでこういう補助金ができたとということで、現在衛生費の2目保健事業費で盛っています啓発のパンフレットとかそういう部分、その経費の部分にこの補助金を充てたいと思っております。

5目農林水産業費補助金、既定の予算に13万円を追加して、297万7,000円とするものです。農業委員会の活動促進事業費交付金でございますが、振興局長からの交付決定が83万円ということで来てございますので、それに合わせた補正でございます。

3項1目総務費委託金、既定の予算から165万5,000円を減額して、928万4,000円とするものでございます。それぞれ執行が終わってございます参議院の選挙費の委託金、また海区の補欠選挙の委託金の部分で委託金が確定しましたので、その分の減額補正でございます。

2目農林水産業費委託金、既定の予算から1万8,000円を減額して、65万1,000円とするものでございます。国有農地の管理事務取り扱い交付金、交付予定が3万円ということで通知が来てございます減額でございます。

15款1項2目利子及び配当金、既定の予算に18万6,000円を追加して、20万5,000円とするものです。それぞれ財調基金から初め、各種基金がございます。その預金の利子が大体見込めましたので、その部分の収入の補正でございます。

12ページ、13ページです。16款1項1目寄附金、既定の予算に178万7,000円を追加して、178万9,000円とするものです。一般寄附金は16件ございました。それで、今現在の金額で147万8,000円。ふるさと応援の部分が7件で30万9,000円追加するものでございます。

19款4項2目雑入ですが、既定の予算に663万5,000円を追加して、5,512万4,000円とするものです。農業者年金の部分では、年金基金から交付予定額の通知がございましたので、合わせてございます。その下に2つ分、衛生施設組合の負担金で、負担金の精算と繰越金の精算で2行にわたって載せてございます。前年度の精算ということでございます。北しりべしの廃棄物処理広域連合の部分についても精算還付金があるということでございます。その次、災害共済保険の給付金でございますが、これは団地の修理や会館の銀河の窓の修理だとか、そういう部分での保険金でございます。クリーンセンターの金属ごみの販売収入、35トン余りあったということでの増額補正です。その他収入で財源調整をさせていただいております。

20款1項1目民生債、既定の予算から3,580万円を減額して、2億2,710万円とするものです。高齢者複合施設の事業債、国費、国の補助のほうがアップしたことによりまして、起債の金額を減らしたものでございます。

4目土木債、既定の予算から550万円を減額して、450万円とするものでございます。住宅リフォームの事業債、実際予定していた金額まで届きませんので、その部分に見合った減額でございます。

済みません。最後に、6ページを説明させていただきます。6ページ、第3表です。債務負担行為の補正でございます。今予算には1本のせてございますが、今回この表でコミュニティバスとスクールバス、及び高齢者複合施設の住宅部門に対する指定管理の部分でのせさせていただきます。25年度、本年度の3月までに契約したいと。4月1日から走りたいということで、期間が25年度からと。歳出予算にのせる部分が、26年度から28年度までの3年間、3つの事業全部そうですが、3

年間で最大限度額、それぞれ3,120万円、1,464万円、720万円ということでございます。

済みません。合計の金額、ここで5,304万円と書いているのですが、今現在の予算に1本のっていますので、直してください。合計の金額、正しいのは6,270万円にしてください。6ページです。6ページ、第3表、右下、限度額、合計の部分、ここには「53,040」と書いています。正しいのが「62,700」です。

済みません。あと一つお願いしたいのですが、申しわけないです。16ページ、17ページをお開きください。16、17ページで、中段、生活支援ハウスの委託料、3款の4目、生活支援ハウスで、右側に説明が書いていまして、表の外に括弧して「19,867」と書いてございます。右端です。「19,867」は間違いで、正しいのが「19,314」。済みませんでした。

以上、一般会計補正予算の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） まず、9ページです。国庫補助金の民生費補助金約7,000万、福祉施設整備費補助金で7,000万。それから、土木費で1,000万。これに対応するのはどこかなということで見ているのですけれども、民生、土木2つにまたがるのは住宅関連事業ということなのですけれども、歳出で見当たるのが21ページの住宅費、中央・栄団地住戸改善工事請負費、それから上の委託料の部分、これが見当たるのです。それと、民生費の福祉施設整備費補助金で、どこに当たるのかなと思ったのですけれども、7ページの地方債補正で、起債の減額で約3,600万と。民生費を見ますと、7,000万来て、半分を起債の減額に充てて、半分を貯金に回したのかなと、そういうふうに見たのです。そういうふうに見るべきなのか。それから、土木費の補助金の住宅関係では、1,000万来て2,000万、歳出のほうで1,000万ふやして住戸改善に充てているというふうに見るのですけれども、住戸改善はよしとして、7,000万補助金に来て、仮に半分くらいしか使わないで、あと半分を貯金のほうに回しているとしたら、これはちょっと考え物かなというふうに疑ったのですけれども、どうもそぶりを見ると認識の違いみたいなような気がするのですけれども、説明をお願いします。

○財政係長（人見完至君） 今の質問にお答えします。

国の補助金のほうは、当初予算を見たときのその当時の内示額で設定しておりました。その後設計変更等ありまして、大幅な工事費を増額しております。それに対応した国費の追加要望を国のほうに要望しておりました。その要望がついて今回決定したということで、国費のほうが増額となっております。

○8番（真貝政昭君） 21ページです。道路除雪費の増額の説明なのですけれども、この中で労務単価が15%アップということで説明されました。共同企業体ですから随契という形で推移してきているのでしょうけれども、労務単価が15%アップというのと、それから例えばガソリン代がアップというのは同列に考えて適正に支出しなければならないという観点に立ちますと、この業務に携わっている労働者の賃金アップ、これを町として確認する必要があるのですけれども、どうなっていますか。

○建設水道課長（本間好晴君） さまざまな設計積算におきまして、労務単価あるいは資材単価、

そういったものを積算して設計をして契約をしているという、道路除雪にかかわらずそういったルールでやっております。今真貝議員質問ありました、実際に払っている賃金が単価になっているのかという実態につきましては、把握はしてございません。道路に限らず他の公共事業でも同じだというふうに思います。

○8番（真貝政昭君） この業務に携わっている労働者の待遇というのは、全く把握していないと思います。それで、通年雇用の労働者なのか、または短期の労働者なのかということも把握していないはずで、それで、この業務は特定された期間の労働でありますし、大きく考えますと公契約ということになりましようけれども、町長の今までの答弁を聞いていると、それは現実的に今のところ不可能という状況だと思うのです。

しかし、材料費のアップと労務費のアップというのは、これは全く別物なのです。節約できるものではないと。生活費そのものですから、これをいかに町側で担保するかというのは、可能な限り追及できるのではないかと。1つは、手当という形で支給されているかどうかだとか、そこら辺の実態をやはり町側として今後の課題としてやる必要があるのではないかと思うのですが、そういうことで可能になるのではないかと思うのですが、どうですか。

○町長（本間順司君） 真貝議員おっしゃる公契約の関係でございますけれども、新聞等でもいろいろ取り沙汰されていますけれども、なかなか難しい問題だということで、それは以前にもご答弁したとおりでございます。特に大きな札幌市においてもなかなか着地点が見えないということでございまして、今後につきましても結構難しい問題があるのかなというふうに思っております。できれば我々もそういうものは把握したいのですけれども、企業は企業側の状況もあるでしょうし、なかなかそこまで突っ込んでいくというのは至難のわざかなというふうに現時点では考えております。

○8番（真貝政昭君） 業界側のほうは、公契約という言葉にアレルギーを持っているようなのです。しかし、自治体によっては、別な名前で事実上踏み込んでいる自治体もあるようなのです。そこまでいなくても、先ほど申しましたように、通年雇用あるいは短期雇用という労働者の区分がありますので、町として冬期間の除排雪ということで特殊な部分ですから、そういう点では協力をいただいている業界に対して物申すことができるのではないかと、協力をいただけるのではないかと、いうふうに私は考えているのです。ぜひとも努力していただきたいと思います。

それともう一つ、23ページの教育振興費で就学援助の関係です。年度末に新入学児童学用品費が補正されるということで、これは平成25年度の4月時点でのものなのか、それとも来年度に向けた前倒しの予算なのか、その確認です。

○教育次長（佐々木容子君） こちらの新入学児童学用品費につきましては、25年度当初、現在の1年生の入学の際の費用でございます。本来でしたら4月で既に確定しているものでございますが、今回他の扶助費、今回ですと学校給食費ですとか、他の執行のほうの状況も勘案しながらということで3月まで補正を行わない状態でしたが、最終的に不足を来すということで、今回給食費とあわせまして補正を行ったところでございます。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第12号 平成25年度古平町一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時04分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第13号

○議長(逢見輝統君) 次に、日程第2、議案第13号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長(田口博久君) ただいま上程されました議案第13号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,234万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,849万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細、歳出からご説明いたします。48ページ、49ページをお開きください。1款1項1目一般管理費で、既定の予算から1万4,000円を減額して、1,475万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、13節委託料、健康診断委託料、これは特定健診です。これも、実績に基づきます減額です。国保システム改修委託料、これにつきましても契約による残額の減額です。それから、国保情報データベースシステム改修委託料といたしますのは、これは後志広域連合との業務の連携に使っておりますパソコンのシステム改修でございます。これは、新規のこれから改修業務を行うものでございます。これもパソコンのOSの変更に伴うものでございます。

2目広域連合負担金、2,563万円を増額いたしまして、2億2,214万4,000円とするものです。内容は、後志広域連合への負担金の増額です。内容といたしましては、国等負担金の精算分の増などによるものでございます。

4款1項1目予備費、既定の予算から3,796万4,000円を減額して、62万6,000円とするものでござ

います。

以上、歳出合計、補正前の額 2 億 5,084 万 5,000 円、補正額 1,234 万 8,000 円の減額、差し引き 2 億 3,849 万 7,000 円とするものでございます。

次に、歳入、42 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、既定の予算から 1,373 万 9,000 円を減額して、8,643 万 6,000 円とするものでございます。内容といたしましては、1 月末の収納実績、それと今後の収納見込み、これらを合わせましての当初予算からの税の減額でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、121 万 5,000 円の増でございますが、これも内容といたしましては、先ほどの 1 目と同様の理由による増額でございます。

それから、次のページ、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、114 万 5,000 円を増額いたしまして、9,640 万 2,000 円とするものでございます。1 節保険基盤安定繰入金の軽減分、2 節、同じく支援分、これらにつきましては、額の確定による減額でございます。3 節職員給与費等繰入金、これにつきましては一般会計からの職員等の繰入金の増でございます。それから、4 節出産育児一時金繰入金、これにつきましても見込みによりまして減額するものです。財政安定化支援事業繰入金、30 万 8,000 円の増、これもそれぞれ額の確定によるものです。そして最後、8 節財政支援繰入金、900 万円の増で、補正後の数値を 3,400 万円とするものでございます。先ほど歳出で予備費、3,700 万円ほどを減額いたしましたが、なお収支足りない部分として一般会計から 900 万円を繰り入れるといったものでございます。

それから、次の 46 ページ、5 款 3 項 1 目広域連合支出金、これは、既定の予算から 96 万 9,000 円を減額して、2,043 万 5,000 円とするものです。これは、広域連合からの先ほどの特定健診等の実績の減によりまして、広域連合からの支出金も減額されるものでございます。

以上、歳入合計、既定の予算から 1,234 万 8,000 円を減額して、2 億 3,849 万 7,000 円とするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○8 番（真貝政昭君） 49 ページの広域連合の負担金です。この中に、今 2 名派遣していますけれども、その人件費はこれに入っているのですか。

○副町長（田口博久君） 広い意味では 1 名が入っております。今広域連合に派遣している職員 1 名は税務課、1 名は国民健康保険課のほうに派遣しておりますので、国保の担当職員、全部で広域連合何人おりましたか、国保の職員十二、三人とか多分いると思うのですけれども、正確な数字はわかりません。今押さえていませんけれども、そういった方の人件費をさらに 16 町村で案分した額もこの中には含まれております。

○8 番（真貝政昭君） 2 名の方の平成 26 年度の処遇なのですかけれども、まだ向こうのほうにいらっしゃるのですか。

○副町長（田口博久君） 当初は、広域連合へ派遣する職員は、各市町村から 2 年間ということ

派遣しておりましたが、昨年、一昨年でしたか、から3年間というふうには派遣期間を変えました。といいますのは、2年だと1年ごとに人がかわってしまうということで、3年とすることで業務の継続性がより図られるということになりました。それで、今行っている職員は、3年目と2年目の職員です。ですから、1名は帰ってきます。そして、今行っている職員もう一人はもう一年ということになります。

○8番（真貝政昭君） 1名だけを出向させなければならないということなのだけれども、できれば本町のほうに1名いたほうが、今2名行っていますけれども、1名で済ませられるようなことが、人数がいるということで一番労働環境にとってもよろしいでしょうし、そういう面での公正性というのですか、加盟している町村間でそういうのは保たれているのでしょうか。それとも、むしろ人員を当町で確保するのであれば、全部が全部出向という形ではなくて、一定程度特殊な部分ですから、わかる人を常備雇う形で、こちらのほうで出向させるのは1名だけというふうには固定させると、こちらのほうでの人員の配置というのがしやすいのではないかとこのように思うのですが、そういう検討は課題としてされているのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 広域連合、たしか全体で23から25人ぐらいの職員が各町村から派遣されていると思うのですが、町の規模で1名派遣しているところと2名派遣している町村があります。広域連合でも、新年度から1名総数を減らすという方向性になりました。それで、古平町は2名派遣していたのですが、2名派遣している町村の中で古平が一番、人口規模だったと思いますけれども、小さいということで、来年度から1名の派遣でという形になりました。喜んでいいのかどうかということもあるのですが、そういった形で当面は1名の派遣です。

それから、後段のご質問ですが、広域連合のほうでもプロパー、いわゆる広域連合で採用する職員、そういった形で進めていくといったことも内部では検討を進めております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第14号

○議長（逢見輝統君） 日程第3、議案第14号 平成25年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(本間好晴君) ただいま上程されました議案第14号 平成25年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ252万4,000円を減額いたしまして、その総額をそれぞれ1億9,122万2,000円とするものでございます。

それから、債務負担行為の補正をあわせて行うものでございます。

では、歳出補正予算からご説明を申し上げます。58ページ、59ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、水道料金システム機器リース料、152万1,000円の減額で12万6,000円を残すものでございます。このリース料につきましては、当初予算ではリース総額、平成30年度までの5年間で1,650万を想定しておりましたが、入札の結果751万円で契約を完了してございます。それから、平成25年度の負担分につきましては、10月からの稼働を見込んでございましたが、システムの構築の期間を2月までということで、平成25年度につきましては3月1カ月分のみ負担ということになることから、このような減額となったところでございます。

これに関連いたしまして、55ページになりますが、平成26年度から30年度までの債務負担の額、これが現在1,485万円を計上しておりますが、これが738万6,000円に減少するというもので、債務負担行為額の減額をしたところでございます。

59ページに戻りまして、諸支出金の基金積立金、8,000円を追加いたしまして、4万円とするものでございます。

それから、予備費につきましては、100万8,000円を減額いたしまして、110万4,000円とするものでございます。

歳出総額は、252万4,000円を減額して、1億9,122万2,000円とするものでございます。

次に、歳入予算、56ページ、57ページでございしますが、2款1項1目使用料、水道料金収入でございしますが、既定の予算から447万4,000円を減額いたしまして、1億277万6,000円、これが現年度分でございます。前年度と比較いたしますと漸減傾向が続いておりまして、24年度の実績と比べますと3%の減収となる見込みでございます。その結果、歳出の減額分と使用料の減額、これを調整することとしたのが5款の繰入金でございます。基金の繰入金、これを195万円追加いたしまして、歳入歳出を調整したものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝続君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第14号 平成25年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたし

ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第15号

○議長(逢見輝統君) 日程第4、議案第15号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(小玉正司君) ただいま上程されました議案第15号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

皆さん聞きなれない条例だと思えますので、この条例の内容につきまして若干説明申し上げます。まず、この条例で高齢者というのは、55歳を超えた職員のことでございます。55歳を超えた職員が何らかの事情で1日8時間の通常勤務に耐えられないと、こういう場合に最大定年退職日までの5年間、1週間の勤務時間、正規では38時間45分、それから30分単位で最大20時間まで休みを取ることができるという内容の条例で、平成17年に制定されております。これが内容でございますけれども、簡単に言えば、言いかえれば、町長の承認が得られれば、けがや病気の後遺症などによって1日8時間の仕事に耐えられないと、そういう場合には最大で定年退職まで5年間、約半日勤務が可能だと、そういうことになります。ただ、当然給料は勤務した分しか支給されないと。簡単に言えばそういう内容の条例です。

この条例、今回改正するわけでございますけれども、改正の背景でございます。これにつきましては、地方分権の推進を図るため、地方自治体への義務づけ、枠づけの見直しと各自自治体の条例制定権の拡大を目的といたしまして、平成23年に法律ができております。法律の名前が、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律というのが制定されておまして、国ではこの改革の対象となるのが約4,000項目あるそうです。それを順次見直していると。今回の改正の職員の高齢者の部分休業に関する条例の根拠法令、この条例を改正する根拠法令が地方公務員法であります。この地方公務員法が平成25年に改正されておまして、この4月1日から施行されると。そういうことから、今回古平町におきましてもこの条例の改正を提案すると、それが背景でございます。

そして、今回の条例改正の内容でございますけれども、地方公務員法が改正されておりますけれども、この地方公務員法で部分休業の期間を定年退職日までの5年という枠をはめていました。その枠を改正で、高齢者として各自自治体が条例で定める年齢に達した職員が定年退職日までと、そういうふうに枠を外して各自自治体に年齢を任せたと、そういうことでございます。それに基づいて今回改正したと。そういうことで、朝、机の上には1枚上がっていたと思えますけれども、これを見て内容をご理解いただきたいと思います。

下のほう、表がありますけれども、表の下のほうに改正前と改正後ありますけれども、改正前では、対象年齢とここで部分休業期間とありますけれども、改正前では、最大で5年間というとおりの年数が決まっていた。これは当然、定年退職ですから、3月31日が定年退職日です。それからさかのぼって5年前ですから、5年前の4月1日からということになります。そして、年齢も満55歳ということになりますから、正式に言えば55歳から60歳未満、55歳11カ月までの期間ありました。それが今までです。

これが、改正後では、対象年齢が55歳以降ということに町では決めました。それぞれ各町村の考えで決めなさいということですから、古平町は55歳以降というふうに今回改正したい。そういうことに伴いまして部分休業期間が、今まででしたら5年間ということでしたけれども、逆にこっちが今度最大で5年から5年11カ月というふうになります。11カ月といっても11カ月と30日というふうに、ほとんど5年から6年と、そのような幅になるという改正です。ここで、図が書いてありますけれども、当然誕生日が早い人は限りなく6年に近い間、自分の体調によってですけれども、こういう部分休業がとれると。それが5年から限りなく6年に近いまでの間になると、そういうことでございます。だから、今回の年数とかそういうことよりも、国の枠づけ、義務づけの廃止に基づいて、古平町ではこのように地方公務員法の改正に基づいて、期間5年でなくて年齢を55歳というふうに改正したと、そういうことですので、ご理解いただきまして、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

○5番（堀 清君） 今の説明で条例の中身はわかったのですが、現状で大体55歳を過ぎている方、若干名いらっしゃるのですが、現在の職務に対してどういう理由ないしは状況なのか、55歳に到達している方の勤務状況を知らせてください。

○総務課長（小玉正司君） 55歳というのが高齢者という自体遺憾ですが、町ではそういう職員、今までもいませんでしたし、今現在もおりません。

○5番（堀 清君） それは、本当に我々外から見てもわかるのですが、まずあくまでもこれは条例なのですが、気持ちとしてのことと、あとは業務に関する体制というか姿勢というものは、現在55歳といったらまだ本当に若いですから、気持ちをしっかり持ってやってもらいたい。これは、あくまでも条例ですから、こんなのは気にしないで精いっぱい業務に頑張ってもらいたいと思うのですが、いいです。ありがとうございました。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第15号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第16号

○議長(逢見輝統君) 日程第5、議案第16号 古平町温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長(村上 豊君) ただいま上程されました議案第16号 古平町温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、議案説明資料の2ページをお開きください。今回の改正でございますけれども、古平温泉保養センターであります古平温泉しおかぜの定休日を変更するための改正でございます。

古平温泉しおかぜの定休日は第1、第3金曜日でございますが、温泉利用者の多くの方々から、定休日金曜日より木曜日にしたほうが温泉を利用しやすいという方の声が多く、指定管理者であります東洋実業さんと協議した結果、温泉利用者の意見を聞き入れまして試行的に昨年5月の第3木曜日から実施いたしましたところ、温泉利用者の利用も多く、また木曜日の定休日、休館日が定着いたしましたので、さらに利用者もふえましたものですから、今年度から、改正前の休業日は下線のとおり金曜日でありましたが、それを本年4月から正式に定休日を第1、第3金曜日から木曜日に改正するものでございます。

それでは、議案、63ページにお戻りください。それでは、古平町温泉保養センター設置条例の一部を次のように改正いたします。

第4条第2項中の「金曜日」を「木曜日」に改めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を終わります。ご審議の上、決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第16号 古平町温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第17号

○議長（逢見輝続君） 日程第6、議案第17号 古平町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました議案第17号 古平町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正の必要性の根拠となりましたのは、平成25年6月5日の道路法の一部改正並びに11月20日の道路法施行令の一部改正がございまして、古平町の徴収条例を主に料金の単価の改正をするものでございます。町の現在の条例は、25年の6月5日以前にも既に改正しなければならない状況にありました。国等の施行令が約3年に1度見直しを行ってございました。その間、改正を見送ってきてございました。

その理由といたしましては、65ページ、66ページにありますとおり、数多くの種類の占用料に係る単価設定をしてございましたが、公共の利益、そういった観点から、ほとんど免除してございました。北電さん、NTTさん、あるいは国や道の関係の施設の占用、町の道路の敷地に設置する、そういった構造物の占用につきましては免除してございました。唯一徴収してございましたのは、お祭りの恵比寿神社の外商組合の、金額にして1,000円にも満たない露天商の道路占用、それ以外は免除してございました。やはり公共性があるということが理由でございます。

古平町の行政事務の見直し、事業評価の中で、そういった料金を徴収してはどうかという検討をしまして、北後志、小樽を含めた中で赤井川と古平町だけが北電さんとNTTさんの電話柱、電柱の占用料を徴収しておりませんでした。あとの町村は徴収してございました。そういうことで、古平町も26年度から徴収したいということで、NTTさんと北電さんのほうに事前協議いたしまして、わかりましたということで了解いただけましたので、たまたま今回国のほうの単価見直しがありましたので、この単価に合わせて26年度から徴収していくということで、今回改正の条例案を出した次第でございます。主には、単価の大幅な改正が中身となっております。

もう一点、説明資料のほうがよろしいかと思いますが、説明資料の3ページの左側が改正後の条例になっております。3ページの下から8行目に100分の108を乗じて得た額と。その右側、真っすぐいきますと100分の105、いわゆるこれが消費税の引き上げ分でございます。元来土地の使用につきましては消費税の非課税扱いですが、1カ月未満の貸し付けに係るものについては課税という消費税法の適用がありますので、1カ月未満の貸し付けをする場合は100分の105を100分の108に改めて料金を算定するというふうな改正を含んでございます。

以上、改正につきましては、それぞれの額を見比べていただければよろしいかと思っております。

説明はこれで終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番(本間鉄男君) 今主に説明したのは、北電の電柱とNTTの電柱というお話ですけれども、別表を見ていきますと、広告塔だとかその他のものとかということがここにも書かれていますけれども、今国なんかでも国道であれば、例えばひさしが出ているだとか看板が出ているというようなその部分には、出た部分に対しての使用料、これは払っていますよね。各国道沿いの。

それで、以前、例えば固定された自動販売機だとかああいうようなものは、結局国道から出してはいけないというようなことで、あれから自動販売機がずっと国道から出ないような、そういうようなことをメーカーだとか小売店がやってきたのですけれども、これの中で見ますと、例えば広告塔だとかその他のもの、いろいろありますよね。郵便差し出し箱だとかという、本当に出してしまうのかなと。これは、結局郵便局の問題のポストの絡みも出てくるのかわかりませんが、こういうものに関しても、結果的に古平町では、この条例が施行されるということであれば、それに対しても使用料をかけると、そういう考えでよろしいのでしょうか。

○建設水道課長(本間好晴君) 例えば例として郵便差し出し箱、要するにポストだと思いますが、これを町道、町の敷地に設置する場合は徴収することができますよという規定になっております。これでいきますと年240円。町として考えていますのは、今までそういうので、現実には町道に設置したのではないというふうに、許可を出しておりませんのでないのですが、町として徴収していきたいのは北電とNTTで、あとこういった細かいものにつきましては、公共性という観点から免除していききたいなと、そういう条項を適用してやっていききたいなというふうに思っております。

○4番(本間鉄男君) 今課長の答弁ですと、免除していききたいということなので、例えば町道の中に結構商店だとか、国道ばかりでなくあると思うのです。そういう中で、例えばテントだとか、何かそういうものが出ている、広告塔が出ているとかという場合は、免除規定というか、そういう中できちっと申請させないと、逆に条例があるのにそれを適用しないのかとか、そういう問題が起きかねないのかなと思うのです。だから、もしそういうところがあるのであれば、免除するならば、町としても免除規定をつくって、今これを読んだだけでは免除規定があるのかどうかかわかっていないのですけれども、そういう中でちゃんと免除させるようにしていったほうが一番地元の業者に対してよろしいのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○建設水道課長(本間好晴君) 移動できないようなもの、要するに固定されているようなもの、そうでないものがあると思うのです。店の前に例えばベンチを置くとか、あるいはラーメン店とかののぼりを置くとか、そういうものは多数あると思うのです。本来は、道路敷地の上に置かれて、店が閉まれば、閉店のときはそれを取るとかしまうとかしてまた次の日出すとか、そういったものまでも、恐らく条例を突き詰めていけば、申請を出して、許可をして、料金どうのこうのと、そういう話にならざるを得ないと。それを、本当に町がこれは、要するに固定していて、道路の占用として恒常的に設置されるようなものであれば、今言ったように我々が見て、申請をしてもらって、それを免除するという必要かなというふうに思いますが、どこまでそれをやり切れるか心配もありますけれども、そういったものについては対応していききたいなというふうに思います。

○4番(本間鉄男君) 今課長が言う、例えばのぼりだとかああいうのなんかなら国道でもうるさいのです。だから、我々も国道ぎりぎりのところに、簡単に言えばのぼりを立てて、出れば文句言

われるというか、本来は占用料というか、そういうものも取るよというお話も一時言われたこともあるのです。ただ、町の場合は、そういう移動できるものというのは、それは取るとか取らないとか免除とかそういうことでなく、例えばひさしのテントだとか看板だとか、そういうものがもし出ているのであれば、これは免除対象としてやっぱりきちっとしてあげたほうが、かえって町で営業を営んでいる人方へのそういう部分に対しての思いやりでないかなと思うのです。どうでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） そのようなものであれば、そういった手続をしていただいで承認をします。そして、それを維持していただくという方向で検討したいと思います。

○7番（木村輔宏君） 今、課長のお話でいくと、ほとんどのものは取らないというお話だろうと思うのです。ただ、こういう条例をつくったことによって、今回はそういうのはなかったというお話、例えば防災無線とかそういう物事が古平町で個人のそういうところについていたとすれば、こういう条例ができたことによってそういう方々に、今までは無償で使っていたものを何かの形でそういう、例えば無償で10年間貸してくださいとかという、例えば水銀灯とかあろうと思うのですけれども、逆にそういう対策もしなくてはいけないのかなという気がするのですけれども。

○建設水道課長（本間好晴君） ちょっと今、質問の趣旨が私理解できないので申しわけないのですが、例えば今の無線の鉄塔等、それが町有地に立っているのであれば別に何も問題ないのですが、個人の土地等に立っている場合は、立てるときにそれをお借りするなり買うなりして対応していると思います。この条例は、道路の敷地に限った占用の場合の徴収条例でありますので、それでご理解していただければと思います。

○7番（木村輔宏君） そうでなくて私が言っているのは、個人の土地にそういうものが立っているのがあるわけ。例えば水銀灯とか町で立てたものが個人の、はっきり言うと私のところもそうです。立っている。お金の話ではなくて、こういう問題になると逆に、そういう無償で借りますよということをしなないと、誰かから出たときに問題になるのではないかという意味です。

○建設水道課長（本間好晴君） 確かに街路灯、防犯灯にかかわらず町の所有のものは、民地に許可を得て設置させていただいているところがあります。そういうものがあるということは承知しておりますので……

（何事か言う者あり）

○建設水道課長（本間好晴君） わかりました。そのようなことは検討させていただきます。

○6番（高野俊和君） 1点だけ。古平町、私どものところにもあるのですけれども、個人で電柱を契約しているというか、個人の土地に立てている電柱とか北電なんかはたくさんあるのですけれども、それは個人契約なのですけれども、金額なんかはこちらと話し合うというより、例えば北電であれば北電と決まった金額で来るので全く問題ないのですけれども、古平町の条例が変わることによって、個人との契約みたいなものに影響するということはあるのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） これは、町の所有している道路の敷地に電柱あるいは電話柱、それからさまざまなものを設置する場合は許可を得てください。そして、この条例に定めるお金を払っていただきますという条例。それが、個人の土地に立っていることについて、この条例を変えたからといって何ら影響はありません。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第17号 古平町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時58分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第18号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第18号 古平町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（佐々木容子君） ただいま上程されました議案第18号 古平町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案についてご説明を申し上げます。

今回の改正でございますが、国の第3次一括法の施行によりまして法律の規定が削除されますことから、町の条例に新たに規定を追加するというものでございます。

説明資料のほう11ページのほうをお開きいただきたいと思います。説明資料11ページ、①とございます。こちらが社会教育法の改正内容でございますが、社会教育委員の委嘱基準、これまで社会教育法の中で規定をしておりましたが、これを削除し、これについては市町村の条例で定めることができる。ただし、その場合は国の省令の基準を参酌することということとされました。

この参酌すべき省令の基準というものが②でございます。改正前の社会教育法に規定されていた基準と全く同じ内容で、内容に変更というものはございません。以上のことから、町の条例につきましては、これまでの国の基準と同じ内容を規定することといたします。

下段に新旧対照表がございますが、これまでの第2条、第3条を1条ずつ繰り下げてそれぞれ第3条、第4条とし、新たに第2条に委嘱の基準を追加いたします。

なお、施行は26年4月1日からでございます。

以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから日程第7、議案第18号 古平町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第19号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務係長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき北海道市町村職員退職手当組合理約を変更することについて、関係町村などと協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それで、本件につきましては、一部事務組合の規約を変更しようとするときは関係地方公共団体の協議により定めることとなっております。この協議につきましては、議会の議決を要する協議であります。

本件の規約の一部変更は、次のページに移っていただきまして、73ページでございます。上から4行目の別表の変更でございます。この変更につきましては、上川中部消防組合と伊達・壮警学校給食組合が解散、脱退することに伴いまして別表を変更するものでございます。

以上をもちまして議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから日程第8、議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第20号

○議長(逢見輝統君) 日程第9、議案第20号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) ただいま上程されました議案第20号 後志広域連合規約の一部を変更する規約について提案理由の説明をいたします。

本件は、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づきまして後志広域連合規約を変更するに当たり、関係町村と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたします。75ページをお開き願います。まず、後志広域連合規約の内容の中に、認定審査会の負担区分というものがあります。それは、規約第19条第2項において認定審査会の負担割合というものがあります。広域連合ができる前からこの介護の認定審査会というものがございます。それをそのまま踏襲する形でやっております。以前の負担割合、それぞれの地区の負担割合をそのまま踏襲する形でやっております。本来広域連合で決めている負担割合とは別に、附則で従前から行っている負担割合を決めておりました。その中で、今般岩宇地区の認定審査会について負担割合の見直しがありまして、最終的に広域連合の負担割合を踏襲するという話合いがございまして、今回の改正となっております。それで、広域連合の負担割合と同一ですので、附則にある負担割合を削除するものです。

75ページに中段書いております。附則第3項中、「次の表に掲げる負担割合によるものとする。」を「次の表の関係町村は、同表に掲げる負担割合とする。」ということに改めまして、岩宇地区の欄については全て削除するという改正でございます。これによって、まず南地区の負担割合が均等割33.33、高齢者人口割33.33、介護認定審査件数割33.33、羊蹄山麓地区については、同じく50%、50%、それから岩宇地区については均等割20、高齢者人口割40、介護認定審査件数割40、北後志が均等割50、高齢者人口割50というふうになっておりました。それを今回の改正によって、岩宇地区を附則第3から削除しまして、その後の割合につきましては均等割35%、高齢者人口割32.5%、介護認定審査件数割32.5%になるものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第20号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第21号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、議案第21号 北後志地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第21号 北後志地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について提案理由の説明をいたします。

本件は、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき北後志地区障害程度区分認定審査会共同設置規約を変更することについて、関係町村と協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたしますので、77ページをお開きください。まず、本件については、平成24年6月に成立しております障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、障害福祉サービスに係る障害程度区分というものを、平成26年4月から障害支援区分へ変更されることになっております。それに伴い、平成18年7月から北後志5町村で共同設置したこの北後志地区障害程度区分認定審査会の共同設置規約の名称及び条文について、障害程度区分から障害支援区分に変更するものであります。

では、77ページの中段で、まず題名を次のように改める。北後志地区障害支援区分認定審査会共同設置規約。

次に、第1条中、「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改める。

第2条中、「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に、「北後志地区障害程度区分認定審査会」を「北後志地区障害支援区分認定審査会」に改めるという改正の内容でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。
討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。
これから議案第21号 北後志地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 陳情第1号

○議長(逢見輝統君) 日程第11、陳情第1号 手話言語法制定を国に求める意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

陳情第1号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。
よって、陳情第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。
お諮りします。陳情第1号 手話言語法制定を国に求める意見書採択を求める陳情書を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。
よって、陳情第1号 手話言語法制定を国に求める意見書採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第12 陳情第2号

○議長(逢見輝統君) 日程第12、陳情第2号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書についてご協力の依頼を議題といたします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書についてご協力の依頼は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第13 陳情第3号

○議長(逢見輝統君) 日程第13、陳情第3号 「JR北海道の安全輸送体制確立に向けた財政支援強化を求める意見書」(案)の採択を求める陳情書を議題といたします。

陳情第3号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第3号 「JR北海道の安全輸送体制確立に向けた財政支援強化を求める意見書」(案)の採択を求める陳情書を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 「JR北海道の安全輸送体制確立に向けた財政支援強化を求める意見書」(案)の採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時17分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎休会の議決

○議長(逢見輝統君) お諮りします。

議事日程の都合により、明日7日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、明日7日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（逢見輝続君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時18分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員